

廃棄物処理施設維持管理計画

本社／熊本事業所 産業廃棄物焼却施設

本社／熊本事業所 一般廃棄物焼却施設

(※菊池研究所 一般廃棄物焼却施設)

	維持管理基準	維持管理計画
1	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。
2	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	当設備には、外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられている。
3	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	二次燃焼室における燃焼ガス温度について 800℃以上で管理する。
4	焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。	焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下となるように焼却を行う。
5	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇できる設備とする。
6	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時は、炉内温度、燃焼室温度が、急激に下がらないようにし焼却を行う。
7	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録を行う。
8	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を 200℃以下で管理を行う。
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定、記録を行う。
10	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備は、下部からばいじんを除去する構造となっている。排ガス処理設備には、圧縮空気を噴出させて、バグフィルターのばいじんを振り落とす機構を使用し、堆積したばいじんを除去する。
11	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を 100ppm 以下になるよう焼却を行う。
12	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定、記録を行う。
13	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、定められた濃度以下となるよう焼却を行う。
14	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、年一回以上測定し、記録を行う。排ガス中のばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)を 6 箇月に一回以上測定し、かつ、記録を行う。
15	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように行う。
16	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する。
17	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに必要な場所に消火器を設置する。
18	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理対象物の飛散及び悪臭の発散を防止するため、関連設備の維持管理を励行する。
19	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	腐敗する有機物は、速やかに処分し、且つ施設の維持管理、清掃を励行し、衛生害虫の発生防止に努める。
20	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音及び振動の発生により周辺環境を損なわないよう関連設備の維持管理に努める。
21	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	施設からは排水を放流しない。
22	施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するために関連設備の維持管理に努めるとともに定期的な機能検査並びにばい煙などに関する検査を行う。
23	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

2019年7月1日

※菊池研究所の一般廃棄物焼却施設は 2019 年 6 月をもって廃止しました。